

小山田緑地マネジメントプラン

小山田緑地の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

目次

はじめに	62-3
I 小山田緑地の基礎的事項	62-4
1 都市計画等	
2 過去の実施の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 小山田緑地の開園概要	62-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 小山田緑地の目標と実施方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	62-7
2 実施方針	62-8
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の実施方針	
(3) 運営管理の実施方針	
(4) 安全・安心な公園への実施について	
(5) 改修・再整備の実施について	
(6) 新規整備の実施方針	
<図面・写真>	62-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
小山田緑地の現況写真	
<資料編>	62-20
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 小山田緑地に関する資料	



はじめに

「小山田緑地マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 8 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 小山田緑地の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・ 名 称 町田都市計画緑地第1号小山田緑地
- ・ 位 置 町田市上小山田町字八号、下小山田町字大松台、字奈良原、字押沼、字長沢、字山中、字大久保、字梅木窪、字堀切、字兎谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字上ノ山、字馬場窪、字鍬柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢及び字竜沢各地内
- ・ 面 積 146.8ha
- ・ 種 別 緑地
- ・ 決定告示 (当初) 昭和39年12月16日 東京都告示第3358号
(最終) 昭和62年8月13日 東京都告示第902号

(2) 小山田緑地の基本的な性格・役割

本公園は多摩丘陵南部に位置する丘陵地公園である。北側には多摩ニュータウン事業により、整備された公園や緑地が分布する。また、公園の北側の区域は小山田風致地区に指定されている。

公園内には、クヌギ・コナラ林の里山景観が残されている他に、開放的な草地の広場、トンボ等が生息する水辺等があり、散策や自然観察、スポーツに最適である。緑地の周囲にも、多摩丘陵の原風景といった趣の里山風景が随所に残り、この良好な里山環境を将来にわたり継承する場として重要な役割を担っている。

2 過去の実施の成果等

当初「小山田緑地マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果は、以下のとおりである。

○関係団体との広域連携による丘陵地の保全・活用

多摩丘陵で活動するボランティア団体の参加による、里山資源循環をテーマとした「大里山ミーティング」が開催され、団体間の連携が図られた。

○多様な生物の生息・生育環境を保全した丘陵地の公園づくり、自然体験活動・環境学習の拠点としての公園の活用、都民・NPO等との連携による身近な生き物の生息・生育空間の保全・回復

萌芽更新区域における下草刈り、竹林整備などにより、里山環境の保全が行われた。

地域の小中学校に広く配布した「谷戸田の米づくり」が教材として活用されるなど、児童・生徒の環境学習への成果が見られた。

キンラン、ギンラン、センブリ等の調査、外来種の駆除、雑木林の管理など、生物多様性に配慮した維持管理が行われた。

○水と緑の骨格軸の形成

梅木窪分園など3.2haが新規開園され、多摩丘陵の緑の骨格の形成が進展した。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催決定
- ・ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生
- ・ 生物多様性条約締結国会議の平成 22 年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・ 少子高齢化の進行による利用形態の変化

(2) 関連する行政計画等

- ・ 東京都公園審議会答申（昭和 61 年 10 月）
- ・ パークマネジメントマスタープラン（平成 27 年 3 月）
- ・ 緑の新戦略ガイドライン（平成 18 年 1 月）
- ・ 東京都長期ビジョン（平成 26 年 12 月）
- ・ 東京都景観計画（平成 23 年 4 月）
- ・ 町田市「都市計画マスタープラン」（平成 25 年 6 月）
- ・ 町田市「緑の基本計画 2020」（平成 23 年 6 月）
- ・ 町田市「町田市北部丘陵活性化計画」（H23. 3）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年 3 月）
- ・ 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（平成 24 年 5 月）
- ・ 多様な生物が生息する都立公園づくりガイドライン（平成 26 年）

Ⅱ 小山田緑地の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立小山田緑地（おやまだりょくち）
開 園 日 平成2年6月1日
開園面積 443,192.58 m²（平成26年10月1日現在）
公園種別 緑地
所 在 地 町田市下小山田・上小山田町
アクセス 京王相模原線・小田急多摩線・多磨モノレール「多摩センター」から京王バス日大三校行き「扇橋」、JR横浜線・小田急線「町田」から神奈川中央交通バス小山田行き「大泉寺」又は多摩丘陵病院行き「扇橋」

(2) 主な公園施設

小野球場、運動広場、みはらし広場、木道、池、吊橋、木製遊具、大久保分園、山中分園、小山田の谷、梅木窪分園、田んぼ、駐車場（無料）

2 利用状況等

(1) 利用概況

ハイキングや自然探索などを目的に遠方から訪れる利用者も多い。平日の午前中には、保育園や幼稚園の利用も見られる。

(2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	23,907	31,527	22,069	17,991	12,081	23,567
(人)	10月	11月	12月	1月	2月	3月
266,616	21,528	35,060	23,277	21,141	10,318	24,150

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

4団体・約160名が、稲作活動や自然保護活動などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（平成25年度実績は資料編参照）

「小山田緑地から長沼公園まで歩こう（2つの公園を結び、歴史的なトピックスが存在するルートを探す）」「どんぐりイベント（どんぐりを使ったスタンプラリー・工作体験）」などが行われた。

Ⅲ 小山田緑地の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

都立公園が良好な生物生息・生育空間として機能するために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、里山の自然環境を保全・回復するため、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の存続を図る。

更に、自然豊かな丘陵地の里山の環境を守るため、公園として保全・整備を行っていくとともに、希少種等の動植物の保全と公園の利用促進との調整を図るための措置を講じていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組、新規開園面積

■目標2：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子供の育成・多世代交流の取組

■目標3：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民・NPO、企業など、公園に関係する多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公

園情報の受発信の拠点としていく。

また、丘陵地の総合的な保全と利活用を図るため、広域にわたる連携の取組を推進していく。

◎主な取組確認項目：情報受発信等の取組、都民協働の取組、広域連携の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・みはらし広場や運動広場のあるゾーン
軽スポーツ、木製アスレチックでの遊び、芝生広場でのピクニック、みはらし広場からの展望などの利用に対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・多目的広場、小野球場のあるゾーン
安全で快適に利用できるよう対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・雑木林や水辺のあるゾーン
生物多様性を確保するため、樹林地やアサザ池、トンボ池などの水辺の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

L：水辺・親水ゾーン

- ・小山田の池、上池、下池のあるゾーン
雑木林に覆われた谷戸のせせらぎや 3 つの池からなる場所であり、雑木林や水辺の自然環境、および生物の多様性を維持・保全していく。また、清らかなせせらぎや池辺は自然観察のなどの利用にも対応していく。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のゾーン
案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理所周辺のゾーン
利用者へのサービス提供の拠点として対応していく

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道等に接する公園外縁部
大規模で分散している本緑地は、周辺の住宅地等の民有地と公道を挟まずに直接境界を接する所が多く、周辺民有地への落ち葉や落枝、越流水などに対応して

いく。

【ゾーンについて】

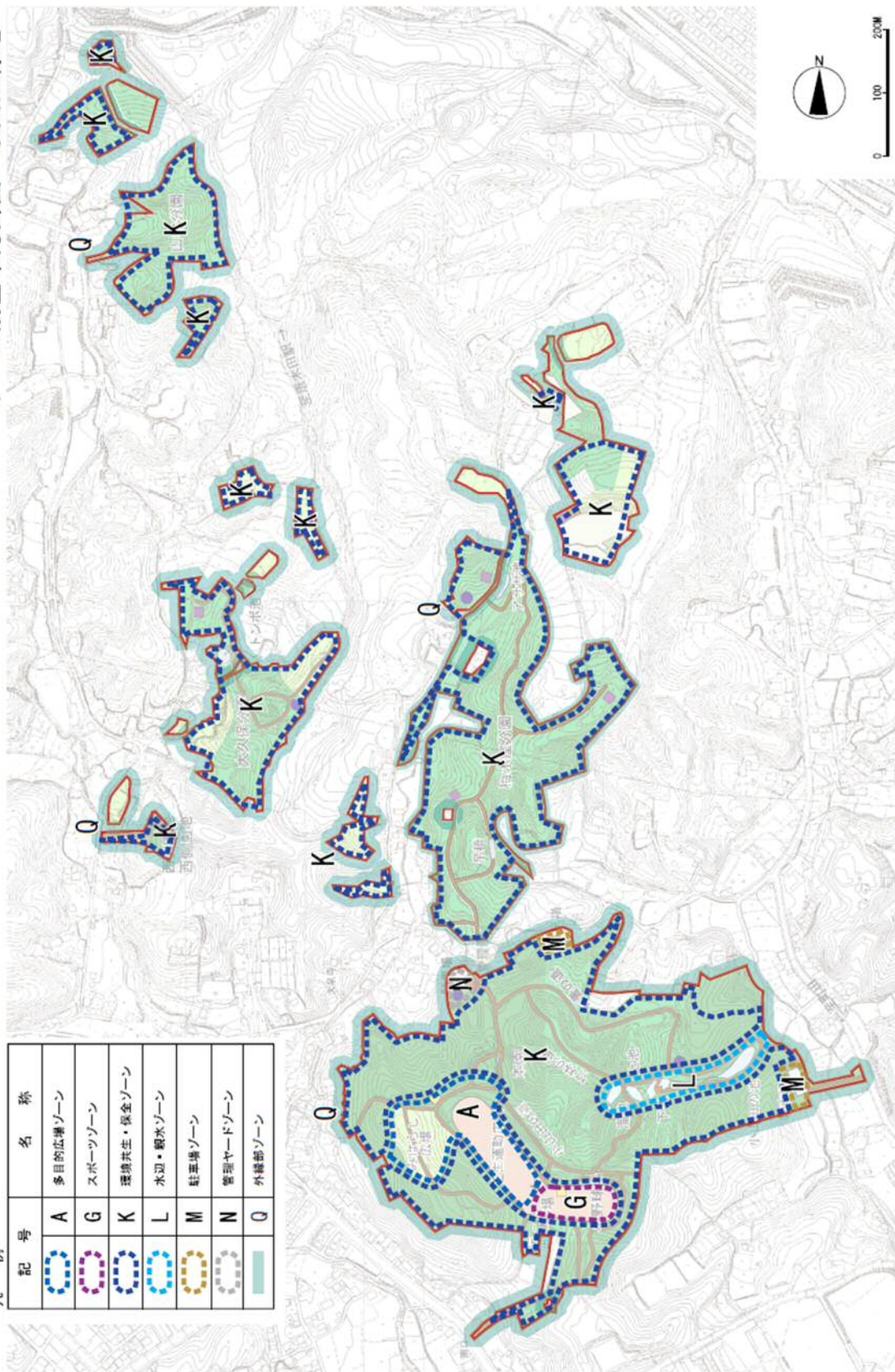
公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。
したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 小山田緑地

凡 例

記 号	名 称
A	多目的広場ゾーン
G	スポーツゾーン
K	環境共生・保全ゾーン
L	水辺・緑水ゾーン
M	駐車場ゾーン
N	管理ヤードゾーン
Q	外縁部ゾーン



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都版1/25000の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都計基交第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

① 雑木林の管理

里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期や分けるなど、多様な環境の創出を図る。

② 降雨時の周辺への影響への対応

降雨時の公園区域外への土砂流出等には未然措置を講じるとともに、巡回等により早期発見に努める。

③ 動植物の保全・育成

環境共生・保全ゾーンなど、貴重な動植物が生息・生育する区域を踏まえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①自然環境の保全と活用

動植物の生息・生育環境としての自然環境保全を図り、動植物の多様性の確保に留意するとともに、自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムなどにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、雑木林の自然環境などの資源を活かした取組を行っていく。

②都民やNPO等との協働による公園づくり

雑木林ホールなどを活用し、都民やNPO等との協働を積極的に推進し、コナラ・クヌギ等の更新伐採等を行っていく。また、公園に関係する様々な団体等が話し合い、協働・連携して公園を管理運営していく仕組みづくり等にも取り組んでいく。

③広域連携による丘陵地の総合的な保全・利活用

他の丘陵地公園や周辺丘陵地と一体となって、保全・利活用策を図っていくため、関係自治体やNPOなどと連携していく。

④里山体験等による子どもの心身の育成

雑木林の管理作業等の里山体験やクラフト教室など、公園の自然環境を活かしたイベント等を通して、子どもたちの成長や多世代の交流の場となるよう留意する。

⑤公園情報の受発信と管理所機能の強化

公園で見られる花、野鳥、昆虫などの自然情報を、冊子やホームページで積極的に提供していく。また、管理所等を公園情報の受発信の拠点として活用するとともに、管理所を公園に関わる様々な主体が集まり情報交換することができる場として機能させていく。

（４）安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

１）地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

２）気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

３）蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

４）落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

５）施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

６）遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

（５）改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成 23 年 12 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域（新規事業化区域）」について行うものとし、平成 32 年までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：121,000㎡

町田市上小山田町字八号、下小山田町字大久保、字梅木窪、字堀切、字兎谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字馬場窪、字鋤柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢、字竜沢

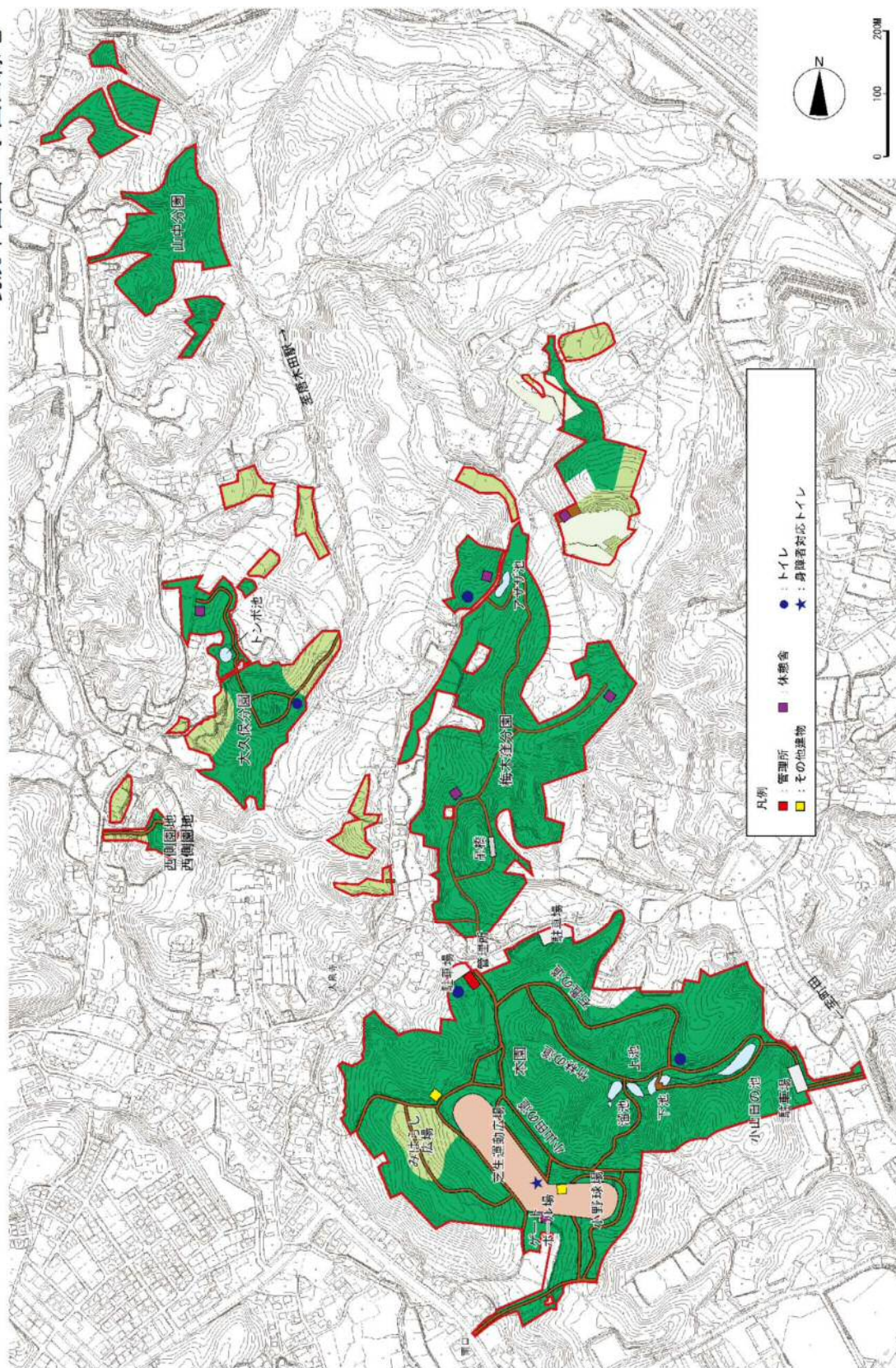
2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注）：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

Ⅳ 図面・写真

現況平面図 小山田緑地



周辺土地利用図（空中写真）

小山田緑地



— : 開園区域
— : 都市計画決定区域

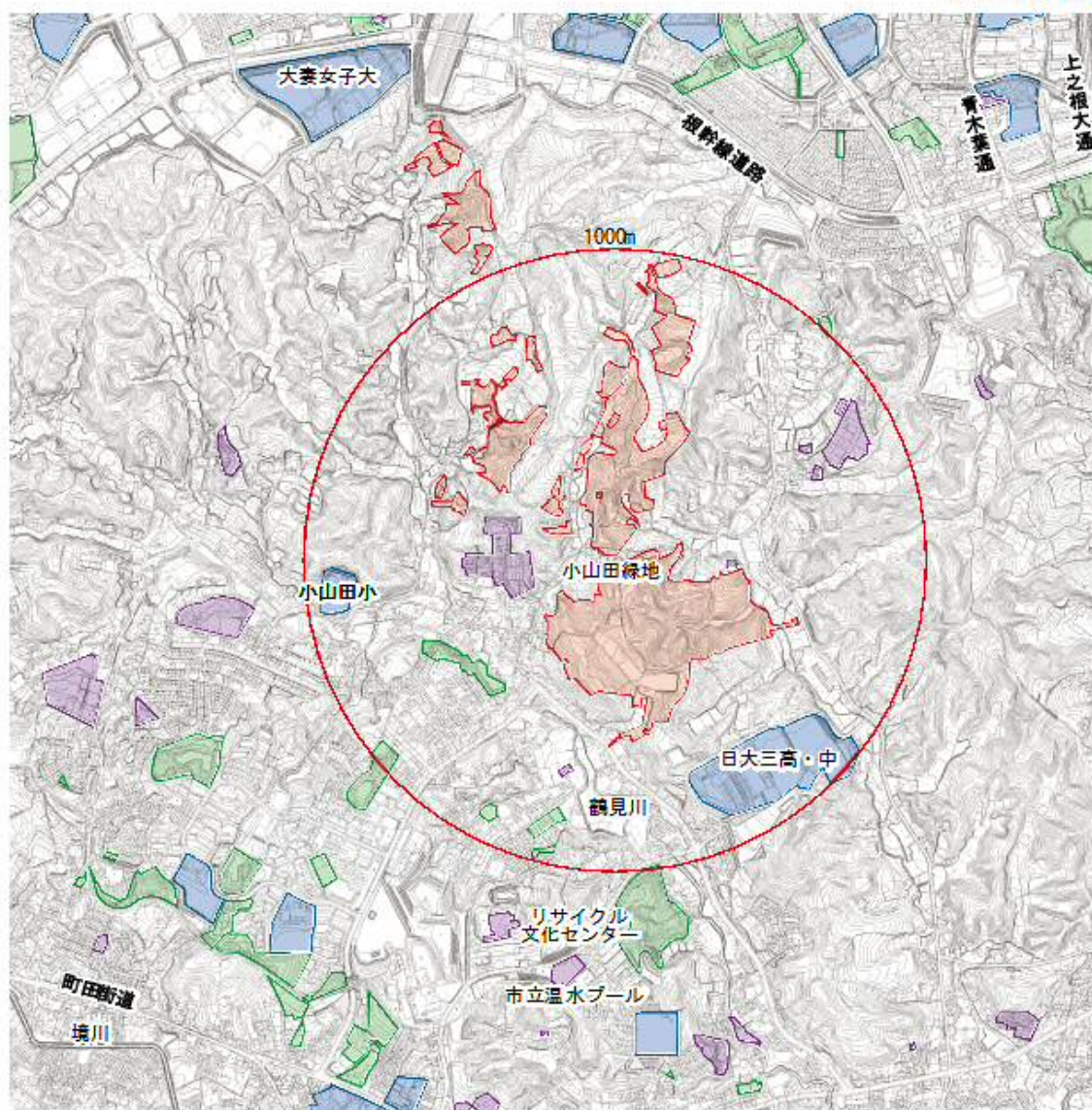
0 150 300



平成26年3月撮影

周辺土地利用図（地図）

小山田緑地



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 500 1000M



小山田緑地の現況写真 【平成 26 年 11 月撮影】

①運動広場



⑤小山田の谷



②小野球場



⑥吊橋



③みはらし広場



⑦アサザ池



④上池



⑧トンボ池



〈資料編〉

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

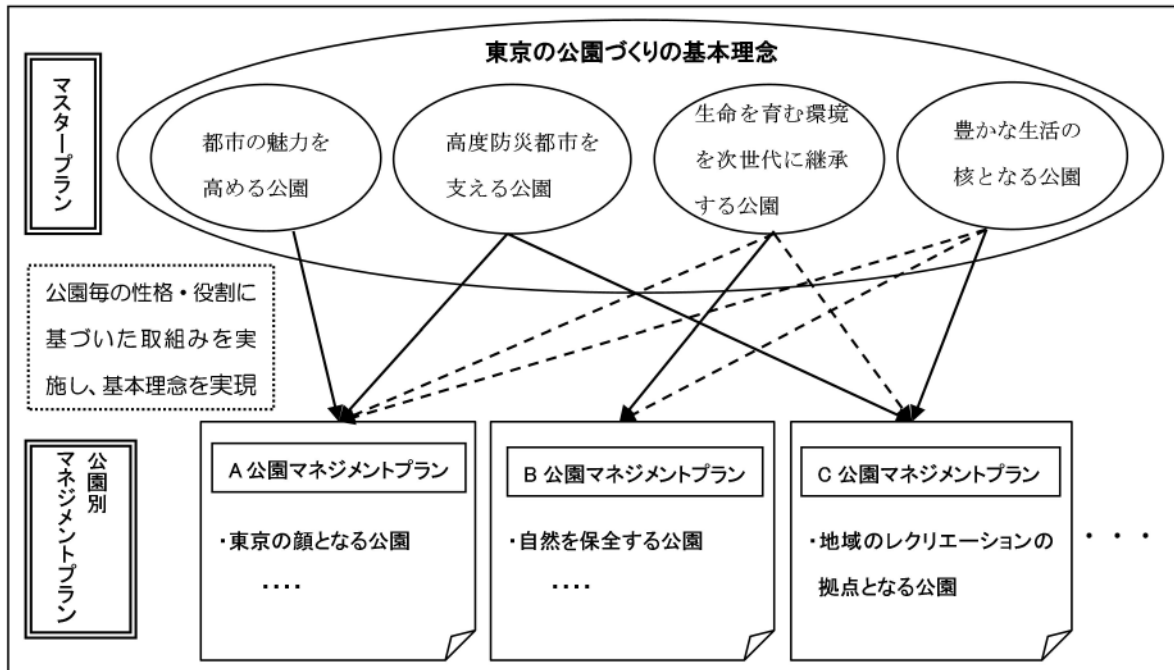
- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、小山田緑地が担うことになるプログラムには◎を、小山田緑地が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備	
			オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○
			多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		文化財庭園での伝統文化の「おもてなし」	
		(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	東京の日本庭園の連携による魅力の発信	
			植物園・動物園での「おもてなし」	
			国内外からのお客様への案内機能の強化	
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復	
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト		風格ある庭園景観の保全	
		(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生	
		(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	
			公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	
		(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり	
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト		広告掲示を認めることによる民間資金の導入	
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	
		(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
		(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	
			非常用発電設備の導入	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化	
			街路樹防災機能の強化	
		(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	
		(3)安全・安心な公園とするための取り組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	○
			公園施設の適切な点検と維持・更新	○
			環境負荷の少ない公園づくり	○

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成 既存公園の再生整備 緑の拠点をつなぐ街路樹の充実	
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進 都心部等における緑のネットワーク形成の推進	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出 公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎ ◎
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖 ブースト計画の推進	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	◎ ○
		(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備 自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	◎ ◎
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供 ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集	 ○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	○ ○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○ ○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進 鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	◎ ○ ◎
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



資料2 小山田緑地に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 39 年 12 月 16 日	東京都告示第 3358 号により、都市計画決定。(77.9ha)
1964 年	
昭和 62 年 8 月 13 日	東京都告示第 902 号により、都市計画変更。(146.8ha)
1987 年	
平成 2 年 6 月 1 日	東京都告示第 679 号により、開園 204,245.39 m ²
1990 年	
平成 4 年 6 月 1 日	追加開園 31,994.96 m ²
1992 年	
平成 6 年 6 月 1 日	追加開園 36,660.25 m ²
1994 年	
平成 7 年 6 月 1 日	追加開園 38,970.75 m ²
1995 年	
平成 8 年 6 月 1 日	追加開園 36,195.25 m ²
1996 年	
平成 9 年 6 月 1 日	追加開園 20,705.87 m ²
1997 年	
平成 10 年 6 月 1 日	追加開園 10,927.58 m ²
1998 年	
平成 11 年 6 月 1 日	追加開園 4,780.06 m ²
1999 年	
平成 12 年 6 月 1 日	追加開園 2,915.27 m ²
2000 年	
平成 13 年 4 月 1 日	追加開園 1,847.96 m ²
2001 年	
平成 16 年 6 月 1 日	追加開園 1,217.00 m ²
2003 年	
平成 17 年 6 月 1 日	追加開園 10,279.83 m ²
2004 年	
平成 18 年 6 月 1 日	追加開園 10,953.17 m ²
2006 年	
平成 19 年 4 月 1 日	追加開園 4,743.00 m ²
2007 年	
平成 20 年 6 月 1 日	追加開園 4,038.46 m ²
2008 年	
平成 21 年 4 月 1 日	追加開園 7,927.00 m ²
2009 年	
平成 21 年 6 月 1 日	追加開園 256.29 m ²
2009 年	
平成 22 年 6 月 1 日	追加開園 2,807.85 m ²
2010 年	
平成 23 年 6 月 1 日	追加開園 3,666.91 m ²
2011 年	
平成 25 年 6 月 1 日	追加開園 3,573.70 m ²

2013 年
平成 26 年 6 月 1 日 追加開園 10,574.45 m²
2014 年

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・本緑地は東京都の多摩丘陵の南東部に位置し、町田市北部丘陵の一部となっている。
- ・地質は、表面 5～15m の深さを関東ローム層におおわれている。
- ・本緑地は、北側は多摩ニュータウン側から、南側から 2 本の尾根が延び、その中央部を谷戸が南側からくさび状に入り込む地形となっている。
- ・緑地内の標高の最も高い場所は、北側、ゴルフ場に隣接する西側尾根の 153.7m であり、最も低い場所は、南部地区の谷戸の 78.0m である。標高 150.0m を越える場所は、北側に 3 箇所点在する。尾根上部は 10 度以下の緩傾斜である。
- ・鶴見川は、本緑地内の丘陵地の谷戸に入り込んでおり、小山田が源流の一部となっている。中央部梅木窪を流れる河川は湧水を源とするもので本緑地南東部の湿地とともに貴重な水資源となっている。
- ・鶴見川の 3 本の支川は北から南へ流下している。
- ・梅木窪周辺はクスギ-コナラ林を中心に里山の自然景観が残っている。同様に山中から大泉寺周辺も里山景観が残っている。
- ・小山田の谷周辺には、本緑地内で最も大面積のクスギ-コナラ林が残っている。園路、池、流れ等の施設が整備されており、運動広場付近には、広いススキ草原も見られる。

2) 社会的環境

- ・緑地周辺の土地利用は、北側に多摩ニュータウンが立地する他は、西側から南側にかけての谷戸部に田畑等の耕作地が分布し、民家が点在している。その他は森林が大半を占めている。
- ・都市計画公園区域内については、北側から地区中央部の大部分を東京国際カントリ倶楽部が占めており、この周囲は森林となっている。また、地区中央の谷戸部に田を主体とした耕作地が分布している。
- ・広域的な道路網としては、中央自動車道、国道 20 号及び 16 号が主要アクセスとなっているが、計画地はいずれの幹線道路からも 5km 以上の距離がある。
- ・本緑地の北側に主要地方道府中・町田線、南側に都道 155 号（鶴川・平山・八王子線）が各々東西軸として暫定幅員で供用開始している。
- ・現在のところ南北をつなぐ道路が、計画地の東側に幅員 5m 程度のものがあるのみで、上記の道路とはごく一部しか接しておらず、狭小な生活路や農道を利用してのアクセスとなっている。
- ・本緑地までは、最も近い唐木田駅（小田急多摩線）から 0.7km 程度、多摩センター駅（京王相模原線、小田急多摩線）、淵野辺駅（JR 横浜線）から約 3.0km、町田駅（JR 横浜線、小田急小田原線）から約 6.0km の距離がある。

(3) 園内のトピックス

① トンボ池

丘陵からの湧き水を利用して作られたもので、初夏にはいろいろなトンボたちが産卵にやってくる。池から上流部に向かうと、なだらかな流れの上に木道がかけられている。

②アサザ池

トンボ池同様、湧き水が作る池である。池には多年生の水草「アサザ」が初夏、黄色の可憐な花を水面に浮かせて咲く。

③つり橋

梅木窪分園の散策路の途中にかかるつり橋。

④小山田の谷

本園の北東部、運動広場から一段低くなるようにして谷戸があり、雨水と湧き水を集めた池には、トンボやカエルが生息している。

⑤見晴らし広場

本園の正面入口から通路を登っていくと、やがて視界が開けてくる。「みはらし広場」と名づけられているとおり、標高 123mからの展望は遠く丹沢から多摩丘陵の山並みの展望が開ける。また、関東富士見百景にも選ばれており、丹沢山系の向こう側に顔を出している富士山を見ることができる。

⑥運動広場

小野球場など、見晴らし広場からなだらかな斜面で続いている緑に囲まれた明るい窪地が運動広場である。12 世紀ころの「小山田の牧」という馬の牧場の一つといわれており、窪地全体がその遺構と考えられているため、その地形が保存されている。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

・運動施設

年間使用率（％）

施設名			25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
野 球 (小)	昼	平	3.5	1.9	1.6	1.6	1.1
	間	休	79.3	82.9	75.8	69.2	78.4

2) 公園占用の状況

(件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	1	7	2	2	2
映画等の撮影	10	3	3	6	2
その他	1	1	1	2	0

3) 主な催し物（平成 25 年度実施分）

・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参 加 人 数 (人)
イ ベ ン ト	1	七夕飾り	6～7 月	250
	2	どんぐりイベント	11 月	136
	3	小山田緑地から長沼公園まで歩こう	11 月	22
	4	野鳥観察会	2 月	21
自 主 事 業	1	セラピストと歩く小山田緑地	5 月/10 月	40
	2	小山田緑地の歴史を体験	11 月	230
	3	里山まつり（収穫祭）	11 月	494

4) 主な活動団体（平成 25 年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
小山田緑地田んぼ友の会	稲作・畑作活動	100
NPO法人 鶴見川源流ネットワーク	公園内自然環境保護活動（草刈・生き物調査等）	14
鶴見川源流自然の会	みはらし広場での野外談話室の開催、エコパッチの管理	30
梅木窪の会	梅木窪分園での野外談話室の開催、アサザ池の管理	20